

令和6年度税制改正要望事項
(地方税)

一般社団法人 三重県法人会連合会

総論

地方の財政においても、財政の健全化が急務となっている。

今こそ、地方議員及び地方公務員の定数削減並びに歳費の見直し、給与及び特別会計の徹底した見直しにより地方の歳出削減を図り、納税者たる県民・市民・町民から「公平・透明・納得」を基本として理解が得られるよう努めなければならない。

公平性を保つため、地方財源となる固定資産税については、土地の評価に対応する専門員並びに未登記の家屋もあることから実地調査を行う専門員の配置などの対応が必要である。

特に税の用途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

さらに、地方分権に当たっては、国と地方の役割分担を明確にするとともに、適切な税配分、地域間の財政力格差是正等の観点から国と地方の税のあり方についても総合的に検討を行う必要がある。

今後、地方行政の役割がより一層高まることから、地方行政の財源確保のため、安易な目的税の創設ではなく、县市町住民と法人の現状を把握したうえで地域間の偏在性の少ない税目に着目すべきである。

I 法人関係

1. 超過金制度の廃止

地方税の中で、法人を対象とした市町村民税の超過金制度が導入され、恒久的に実施されている。

課税の公平を欠く安易な対応であり、速やかに廃止されたい。

2. 償却資産税

償却資産税の免税額を 300 万円（現行 150 万円）に引き上げるとともに償却資産の賦課期日（現行 毎年 1 月 1 日）を決算期末とし、申告期限（現行 1 月 31 日）については、法人住民税の申告期限と同一にされたい。

また、国税同様取得価額を 30 万円以下の償却資産については、課税対象から除外されたい。

3. 中小企業用地の評価

中小企業用地の固定資産税については、農地や小規模住宅用地のような軽減措置を図られたい。

4. 法人住民税

資本金 1,000 万円以下の中小法人については、資本金等の区分をさらに細分化し、法人住民税の均等割の軽減を図られたい。

また、法人市民税における従業員 50 人超の資本金別格差が大きすぎるので段階的に緩和されたい。

II 個人関係

1. 特別徴収の個人住民税の納付

給与から源泉する住民税（特別徴収）は、各自治体ごとに納付しなければならない。本店等の自治体で一括納付と改善されたい。

III 法人・個人関係

1. 地方税の純損失の繰越還付

所得税法及び法人税法では、純損失の繰戻しによる還付請求が規定されているが、地方税法に規定されていない。

国税との整合性を図るべきである。

2. 固定資産税

(1) 固定資産税においては、不透明なことが多いため抜本的に見直されたい。

また、収益性や換価価値などを考慮した実勢価額をより反映した評価方式に改められたい。

- (2) 建物の固定資産評価額は、耐用年数を経過したにも関わらず依然として課税されている。

償却計算年数を耐用年数に是正すべきである。

- (3) 償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではなく、製造業など特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から加えて、国内経済活性化の観点からも廃止すべきである。

廃止が困難であれば、大幅な軽減を求める。

- (4) 現行 動産及び不動産は、稼働の有無に係わらず課税される。

しかし、稼働していない動産及び不動産を所有者が売却等を行っても、買い手がいないなど困難な場合がある。

稼働していない動産及び不動産には実情に伴い対策を講じられたい。

3. 事業所税

- (1) 事業所税は、企業が大都市に集中することによりインフラ整備等の財政支出を伴うことから創設された。現在の大都市は都市機能が整備され、多くの事業所が集中しても円滑な企業活動が可能となっており、また、企業の地方分散化が進み、創設目的は概ね達成されている。

事業所税の課税標準は床面積（資産割）と給与総額（従業者割）であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっている。

市町村合併により中小企業等に予定外の税負担を課すことから、廃止すべきである。

- (2) 地域や人口により、①本来の固定資産税、②都市計画税、③事業所税が課税されるが、②と③は二重課税となっているため、③を課税するのであれば②は減額もしくは廃止すべきである。

4. 地方税の申告書・納付書

住民税の申告書・納付書の書式が市町村で異なっていることから、統一されたい。全国統一の書式が困難ならば、県単位において統一されたい。

また、地方税の電子申告(eLTAX)の普及を推進し、利便性を高められたい。

5. 軽油引取税（県税）

- (1) 暫定税率については、道路特定財源として徴収されていたが、一般財源化された時点で徴収根拠が無い。

よって、速やかに廃止されたい。

- (2) 免税申請について、業種、業態で課税の取扱いが違い、申請手続きも複雑であるため、もっと、解りやすく簡素にすべきである。
明確でない区分については速やかに廃止されたい。

6. 目的税（県税及び市税）

安易に目的税を創設しないでいただきたい。

目的税を創設する必要性があるのであれば、趣旨・用途を厳選したうえで納得できるものとされたい。